

## 福山市瓦屋根耐風改修等補助事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、既存住宅の瓦屋根の耐風対策を自ら行う市民に対して、予算の範囲内において福山市瓦屋根耐風改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する木造一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。ただし、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦又はセメント瓦で施工された屋根をいう。
- (3) 耐風診断 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に勤務する建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士若しくは瓦屋根工事技士が、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う、瓦屋根の診断をいう。
- (4) 耐風改修 耐風診断の結果、告示基準に適合しない瓦屋根において、強風及び地震に対する安全性の向上を目的として、前号に規定する建設業者により実施する告示基準に適合させる改修工事をいう。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、当該補助事業を実施する住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、別表に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 耐風診断事業 前条第3号に規定する診断を行う事業をいう。
- (2) 耐風改修事業 前条第4号に規定する改修を行う事業をいう。

2 前項の事業は、実施する日が属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は居住者
- (2) 補助事業完了後も市内に居住し続ける者

- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 補助事業の効果を検証するための調査等に協力する者  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第6条 この要綱による補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、福山市瓦屋根耐風改修等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本人同意に基づく個人情報の目的外利用により必要な情報を収集できる等の理由で市長が添付を不要と認めた場合は、当該書類の一部を添付することを要しない。

(1) 耐風診断事業

- ア 住民票の写しその他補助対象住宅に居住していることが分かるもの
- イ 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者及び着工年月が分かるもの
- ウ 申請を行う者の市税完納証明書
- エ 補助対象住宅の付近見取図、平面図、屋根伏図（耐風診断の対象範囲が分かるもの。）及び現況写真
- オ 補助事業に要する費用の見積書又はその写し
- カ 消費税仕入税額控除確認書
- キ 耐風診断を行うものの資格を証する書類
- ク この要綱による補助金の交付申請に係る誓約書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 耐風改修事業

- ア 住民票の写しその他補助対象住宅に居住していることが分かるもの
- イ 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者及び着工年月が分かるもの
- ウ 申請を行う者の市税完納証明書
- エ 補助対象住宅の付近見取図、平面図、屋根伏図（耐風改修の対象範囲が分かるもの。）及び現況写真
- オ 補助事業に要する費用の見積書又はその写し
- カ 消費税仕入税額控除確認書
- キ 耐風診断を行ったものの資格を証する書類
- ク この要綱による補助金の交付申請に係る誓約書
- ケ 瓦屋根耐風診断結果報告書の写し（瓦屋根が告示基準に適合していないことが確

認できる書類に限る。)

コ 改修計画書（様式第1-2号）

サ 地震に対して安全な構造であることが確認できる書類

シ アからサまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助申請者は、当該申請を取下げ、当該申請に係る補助事業について第8条第1項の規定に基づく中止の承認を受け、又は第11条第1項の規定による報告を行うまでは、新たにこの要綱による補助金の交付の申請を行うことはできない。

（補助金交付決定通知等）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた現地調査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当と決定したものについては福山市瓦屋根耐風改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付することが不適当と決定したものについては福山市瓦屋根耐風改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の着手予定日までに着手しないことが明らかになったときは、状況報告書にその原因及びこれに対する措置を記載して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（計画の変更等）

第8条 補助事業者は、当該決定に係る補助事業について規則第10条第1項各号のいずれかに該当する変更等を行う場合は、遅滞なく福山市瓦屋根耐風改修等補助事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）に当該変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により福山市瓦屋根耐風改修等補助事業（変更・中止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更等を承認したときは福山市瓦屋根耐風改修等補助事業（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第10条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助金の額が変わらない補

助事業費の変更とする。

(耐風改修事業の着手)

第9条 補助事業者(耐風改修事業に限る。)は、当該補助金交付決定がされた日以後に補助事業に係る契約を行い、速やかに着手しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、遅滞なく福山市瓦屋根耐風改修等補助事業着手届(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 補助事業に係る契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助事業者から報告を徴し、又は関係書類その他必要な物件を調査することができる。この場合において、当該補助事業者は、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、福山市瓦屋根耐風改修等補助事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐風診断事業

ア 瓦屋根耐風診断結果報告書

イ 補助事業に係る契約書の写し

ウ 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し

エ 住民票の写しその他補助対象住宅に居住していることが分かるもの(当該補助事業が完了するまでに提出していない場合に限る。次号において同じ。)

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 耐風改修事業

ア 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し

イ 補助事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真

ウ 補助事業の実施内容を示す図書(屋根伏図、詳細図等)

エ 住民票の写しその他補助対象住宅に居住していることが分かるもの

オ 地震に対して安全な構造であることが確認できる書類(当該補助事業が完了するまでに提出していない場合に限る。)

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による報告は、補助金交付決定を受けた補助事業の完了の日から30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを当該報告の審査及び必要に応じた現地調査を行って確認しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第3項の規定による審査等の結果、補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市瓦屋根耐風改修等補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、福山市瓦屋根耐風改修等補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定は、当該事業について第12条の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市瓦屋根耐風改修等補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第15条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金交付決定を取り消したときは、福山市瓦屋根耐風改修等補助金返還命令書(様式第11号)により補助事業者に補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(帳簿等の整理)

第16条 補助事業者は、この要綱による補助を受けた事業に係る証ひょう類を、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年(令和7年)7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行し、2026年度(令和8年度)の事業分から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

事業区分	補助対象住宅の要件	補助金の額
耐風診断事業	<p>次に掲げる要件の全てに該当する住宅</p> <p>(1) 市内に存する瓦屋根の住宅であること。</p> <p>(2) 2021年（令和3年）12月31日以前に工事に着手した住宅であること。</p> <p>(3) 現に居住の用に供するものであること。</p> <p>(4) 販売を目的とするものでないこと。</p>	<p>耐風診断に要する経費の3分の2以内の額（一棟につき2万5千円を限度）</p>
耐風改修事業	<p>次に掲げる要件の全てに該当する住宅</p> <p>(1) 市内に存する瓦屋根の住宅であること。</p> <p>(2) 2021年（令和3年）12月31日以前に工事に着手した住宅であること。</p> <p>(3) 現に居住の用に供するものであること。</p> <p>(4) 告示基準に適合していない住宅であること。</p> <p>(5) 新耐震基準に適合した住宅※であること（実績報告までに適合する住宅を含む。）。</p> <p>(6) 販売を目的とするものでないこと。</p> <p>※平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）の規定に基づき地震に対して安全な構造が確認された住宅</p>	<p>次に掲げる費用のいずれか低い額の100分の23以内の額（一棟につき69万円を限度）</p> <p>(1) 耐風改修に要する経費</p> <p>(2) 屋根面積に1平方メートル当たり3万円を乗じて得た額</p>